○海上保安庁告示第百十三号

海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）第十条第十四項の規定に基づき、分離通航方式に関する告示（昭和五十二年海上保安庁告示第八十二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月一日協定世界時〇時から施行する。

平成二十三年五月二十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

別表の20の表を削る。

別表の23の３の表の次に次の二表を加える。

23の４　ＮＯＲＷＡＹ西海岸沖分離通航方式

分離通航帯	
分離帯	通航路
1　イからヘまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とヘに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面 イ　北緯62度49・98分東経４度４・07分の地点 ロ　北緯62度55・17分東経４度４・07分の地点 ハ　北緯62度59・95分東経４度８・４分の地点 ニ　北緯62度59・18分東経４度12・45分の地点 ホ　北緯62度54・78分東経４度８・43分の地点 ヘ　北緯62度49・98分東経４度８・43分の地点	トからタまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面（分離帯を除く。） ト　北緯62度50・０分東経３度57・52分の地点 チ　北緯62度55・78分東経３度57・５分の地点 リ　北緯63度１・12分東経４度２・32分の地点 ヌ　左欄のハに掲げる地点 ル　左欄のニに掲げる地点 ヲ　北緯62度58・05分東経４度18・52分の地点 ワ　北緯62度54・２分東経４度15・０分の地点 カ　北緯62度50・０分東経４度14・97分の地点 ヨ　左欄のヘに掲げる地点 タ　左欄のイに掲げる地点
2　イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面 イ　北緯61度59・０分東経４度８・37分の地点 ロ　北緯61度54・０分東経４度８・37分の地点 ハ　北緯61度54・０分東経４度４・13分の地点 ニ　北緯61度59・０分東経４度４・13分の地点	ホからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面（分離帯を除く。） ホ　北緯61度59・０分東経４度14・72分の地点 ヘ　北緯61度54・０分東経４度14・７分の地点 ト　左欄のロに掲げる地点 チ　左欄のハに掲げる地点 リ　北緯61度54・０分東経３度57・８分の地点 ヌ　北緯61度59・０分東経３度57・78分の地点 ル　左欄のニに掲げる地点 ヲ　左欄のイに掲げる地点
3　イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面 イ　北緯60度20・０分東経４度８・27分の地点 ロ　北緯60度15・０分東経４度８・25分の地点 ハ　北緯60度15・０分東経４度４・25分の地点 ニ　北緯60度20・０分東経４度４・23分の地点	ホからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面（分離帯を除く。） ホ　北緯60度20・０分東経４度14・３分の地点 ヘ　北緯60度15・０分東経４度14・27分の地点 ト　左欄のロに掲げる地点 チ　左欄のハに掲げる地点 リ　北緯60度15・０分東経３度58・23分の地点 ヌ　北緯60度20・０分東経３度58・２分の地点 ル　左欄のニに掲げる地点 ヲ　左欄のイに掲げる地点
4　イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面 イ　北緯59度５・０分東経４度８・２分の地点 ロ　北緯58度57・72分東経４度８・２分の地点 ハ　北緯58度59・83分東経４度４・32分の地点 ニ　北緯59度５・０分東経４度４・32分の地点	ホからワまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とワに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面（分離帯を除く。） ホ　北緯59度５・０分東経４度14・03分の地点 ヘ　北緯59度１・73分東経４度14・03分の地点 ト　北緯58度58・５分東経４度19・95分の地点 チ　左欄のロに掲げる地点 リ　左欄のハに掲げる地点 ヌ　北緯58度58・５分東経３度58・47分の地点 ル　北緯59度５・０分東経３度58・47分の地点 ヲ　左欄のニに掲げる地点 ワ　左欄のイに掲げる地点

23の５　ＮＯＲＷＡＹ南海岸沖分離通航方式

分離通航帯	
分離帯	通航路
1　イからヘまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とヘに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面 イ　北緯58度22・37分東経５度18・０分の地点 ロ　北緯58度20・22分東経５度21・８分の地点 ハ　北緯58度18・33分東経５度26・02分の地点 ニ　北緯58度16・82分東経５度23・58分の地点 ホ　北緯58度18・78分東経５度19・２分の地点 ヘ　北緯58度21・０分東経５度15・23分の地点	トからタまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面（分離帯を除く。） ト　北緯58度24・４分東経５度22・17分の地点 チ　北緯58度22・４分東経５度25・75分の地点 リ　北緯58度20・63分東経５度29・７分の地点 ヌ　左欄のハに掲げる地点 ル　左欄のニに掲げる地点 ヲ　北緯58度14・53分東経５度19・９分の地点 ワ　北緯58度16・６分東経５度15・27分の地点 カ　北緯58度18・95分東経５度11・08分の地点 ヨ　左欄のヘに掲げる地点 タ　左欄のイに掲げる地点
2　イからヘまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とヘに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面 イ　北緯57度48・12分東経６度32・87分の地点 ロ　北緯57度46・４分東経６度36・63分の地点 ハ　北緯57度46・３分東経６度41・62分の地点	トからタまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面（分離帯を除く。） ト　北緯57度50・４分東経６度36・52分の地点 チ　北緯57度49・35分東経６度38・８分の地点 リ　北緯57度49・28分東経６度41・85分の地点 ヌ　左欄のハに掲げる地点 ル　左欄のニに掲げる地点